

○財務省告示第九十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成三十年度における輸入基準数量及び同年度における協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成三十年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成三十年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 基 準 数 量
一	〇トン
二	二六トン
三	二九トン
四	六一、九五四トン
五	一、六七二トン
六	一〇四トン

二二	三九、三九五トン
二〇	六四五トン
一九	一、六〇四トン
一八	二一、六一〇トン
一七	一七一、八〇五トン
一六	八、五〇三トン
一五	九二三トン
一四の二	九一六、三三四トン
一四	一、二七二、九六八トン
一三	六、二〇六、九九八トン
一二	七五、一六一トン
一一	一五、六七〇トン
一〇	一三、〇六一トン
九	五九、八七六トン
八	一四トン
七	一二トン

二九		五一五トン
二八		八・五トン
二七		一二一、〇九三トン
二六		六、六一一トン
二五		〇トン
二四		九〇トン
二三		八、八八二トン
二二		四四八トン

二 関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成三十年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一三	六、〇三九、九八五トン
一四	六二五、一〇一トン